第

917

号

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 9月24日 水曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

△平成10・11年度の固定資産税評価額の修正基準

Q:平成10・11年度の固定資産税評価額の修正があると聞いたのですが、どのように修正されるのでしょうか。

A:地価の下落率により固定資産税評価額の修正が行われます。

【解説】

固定資産税の評価替えは3年に一度とされていますが、平成9年度の税制改正で固定資産税の負担緩和措置として、平成10年度と11年度においてもなお地価が下落している場合に限り、市町村長の判断により評価額を修正できるという特例措置が講じられています。

自治省はこのほど、平成10・11年度の 固定資産税評価額算定にあたっては、従来に も増して地価下落を評価に反映させる方針を 打ち出しました。今後も地価が下落している 場合、平成10年度(11年度)の固定資産 税評価額については、平成8年1月1日から 平成9年7月1日まで(11年度は10年7 月1日まで)の間の地価の下落率により価格 の修正を行うこととされています。

評価額の修正は、商業地区、工業地区、住宅地区等といった用途地域を単位として行われ、地価の下落率については、国土利用計画法に基づき、都道府県が毎年7月1日時点で行う基準地の地価調査で把握することとされています。

この修正により、固定資産税評価額を課税 標準とする不動産取得税や登録免許税も連動 して下がることになります。







